

○松阪市地域づくり組織条例

令和2年12月23日条例第55号

松阪市地域づくり組織条例

これまで地域においては、地域課題の解決を中心とした様々な地域づくり活動が自主的に行われてきました。人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため、松阪市（以下「市」という。）と地域づくり組織との間の基本的な関係を明らかにし、必要な事項を定めることにより、地域づくり組織の民主的かつ効果的な活動の確保を図り、もって持続的な協働の地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 地域をより良くしていくため、住民が主体となって課題解決などに取り組むことをいう。
- (2) 住民自治協議会 地域づくりを行うため、地域住民により設立された組織で、第3条第1項の規定により市長が認定したものをいう。
- (3) 連合会 住民自治協議会が第4条の規定により設置する松阪市住民自治協議会連合会をいう。
- (4) 地域づくり組織 住民自治協議会及び連合会をいう。
- (5) 協働 それぞれの役割や立場を理解、尊重し合い、互いに連携、協力して行う活動をいう。
- (6) 地域計画 地域の現状や将来を考え、住民自治協議会が地域の課題解決などに取り組むための基本となる計画をいう。
- (7) 基本協定 市と地域づくり組織が協働して地域づくりに取り組むため、必要な事項を定めたものをいう。

(住民自治協議会の認定要件等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、地域づくりの主たる担い手となる住民自治協議会として認定する。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民自治協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
 - (2) 住民自治協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、事業、役員、会議等必要とする規定を会則等として定めていること。
 - (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する自治会その他団体等で構成すること。
 - (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。
- 2 市長は、認定した住民自治協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。
- (1) 前項各号の規定に該当しなくなつたと認められるとき。
 - (2) 住民自治協議会の再編、統合に伴い解散するとき。
 - (3) その他住民自治協議会として適当でないと認められるとき。

(連合会の設置)

第4条 住民自治協議会は、全ての住民自治協議会で組織する連合会を設置するものとする。

(住民自治協議会の役割)

第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。

- 2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。
- 3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

(連合会の役割)

第6条 連合会は、住民自治協議会相互及び市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するものとする。

- 2 連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域づくりの推進に関して、地域づくり組織との間で適切に役割分担を図るとともに必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は地域づくりに関し必要な情報については、地域づくり組織との情報共有に努めるものとする。
- 3 市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第8条 住民自治協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) その他市長が不相当と認めるもの

（委任）

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の松阪市住民協議会条例（平成28年松阪市条例第2号）第2条第1項の規定による住民協議会の認定を受けている団体は、第3条の規定による住民自治協議会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

（松阪市住民協議会条例の廃止）

3 松阪市住民協議会条例は、廃止する。